

第3回豊明市環境審議会議事録

出席者

浜島 昭二会長、神谷 清美副会長、島田 隆道委員、加藤 久武委員、大槻 豊斎委員、松本 昇委員、鈴木 正人委員、黒田 清隆委員、平岩 知伸委員、似内 信彦委員、渡邊 起章委員、中村喜美子委員、近藤 郁子委員

欠席者

都築 恵子委員、鈴木 誠子委員、林 晃委員、笠原 尚志委員

事務局 後藤市民部長

柴田部次長兼環境課長 吉川環境課長補佐 石川環境保全担当係長 岸田主査

傍聴人 中島昭二氏（1人）

13：30 開会

次長 定刻になりましたので、ただ今より「豊明市環境審議会」を開催いたします。部長よりご挨拶させていただきます。

部長 今回の審議会が今年度最後の審議会になります。過去2回熱心にご審議いただき誠にありがとうございました。環境基本計画が策定されて6年目を迎え、過去5年間の検証作業を毎年実施できるのが良かったのですが、3回の審議会に取りまとめをいただき、3月5日に答申をいただくための審議会になります。環境基本計画は、土木課・都市計画課・生涯学習課・産業振興課・環境課と守備範囲が広く、環境課自体も事業課であり、環境問題を総合的に市民に働きかけるコントロールタワーの役割を果たしていると考えています。

事務局 第2回環境審議会以降の取組みについて説明します。11月16日に第5回環境基本計画プロジェクトチーム（以下「PT会議」という。）を開催し、第2回環境審議会の報告と検証及び次期短期目標の修正点について庁舎内での調整を実施した。

その後、市民の意見を聞くために「パブリックコメント」を12月4日から1月4日までの1ヶ月実施しました。その結果2名の方から17項目にわたる質問をいただきました。その回答を作成するために、第6回PT会議を1月16日に開催し、最終の検証及び次期短期目標の確認をはかった。サイバー課長会議（電子会議）を1月22日から1月26日を開催し、課長職の意見を募った。その後、1月31日市の最高意思決定機関である「経営戦略会議」にて協議し、2月8日環境審議会会長さん副会長さんに市役所へ起こしいただきご相談させていただき、本日提出しました資料になりました。

遅くなりましたが、本日の資料確認をさせていただきます。先に送りました会の式次第と資料1・2・3・4と本日配布させていただいた都市計画課からの変更通知があります。

次長 会の議長を会長さんをお願いします。

それではこれ以降、議事の進行を議長さんをお願いいたします。

議長 議題(1)パブリックコメントについて説明を事務局よりお願いします。

事務局 パブリックコメントを12月4日から1月4日までの1ヶ月実施しました。その結果2名の方から17項目にわたる質問をいただきました。内容をまとめたものが資料1であります。質問内容は、既にご意見いただいた内容と重複しています。そのため、パブリックコメントでのご意見は参考意見と留め置き、これまでの各委員さんの意見で審議尽くしているため、基本計画本体への変更点とは致しません。ただし、ご提案いただいたご意見に対して回答を公表する必要がありますので、パブリックコメント意見対応表としてホームページにて公表させていただきます。

議長 提案されたパブリックコメント意見対応表は、環境審議会の審議事項ではないとのことですので、ご意見があればお願いします。

委員 4ページの9の「県との合同立入り調査の内容も詳細に公表してもらいたい。」の回答がないのではないかと。

事務局 と合わせて解答してあります。

なお、3ページの の回答ですが、主管課の都市計画課より差替えの依頼がありましたのでよろしくお願いします。文面は本日お渡ししたとおりです。

議長 「環境基本計画の2001年～2005年の検証について(資料2)」に移ります。第2回環境審議会において評価を行い、当局にて既に検討をいただいているとのこと。評価については、部分的にはかなり厳しい点をつけましたが、修正点・ご意見がございましたらお願いします。

委員 5ページの「E水質の浄化」で勅使池の水質が悪いが、どこで採水しているのか。春と秋でばらつきがあるが、どのように考えているか。

事務局 定点採取しています。勅使池は、堤防の水門付近にて採水しています。春は6月5日(環境の日)前後に全国一斉採水・秋は11月20日前後に市で任意に採水し、年2回調査を行っています。春は農業用で愛知用水からの給水があり、秋は用水の給水がなく、雨水のみのため春と比較すると秋はCOD値が高いです。平成14年度の春の数値が異常に高いですが、現在資料がなく、残っていた記録を掲載させていただきます。

議長 「環境基本計画の2006年～2010年の短期目標について(資料3)」に移ります。第2回審議会以降、市当局にて修正した点を中心に審議を進めます。第2回の議事録を参照しながら、「A自然の保全」から行います。

に「二村山環境保全推進協議会で保全整備中」の文言は省略になった。特定の団体が保全整備を行っているとするは、行政としては明記できないということであり、これは理解できますので、「市民とともに」という表現になりました。

から「開発行為にて」の文言が省略され、当然この開発行為は民間・行政を含んでいるが、行政が実施する開発行為は、環境課がコントロールタワーになって実施

していただきたい。

委員 2月12日豊明市文化会館小ホールにて「第2次豊明市都市マスタープラン策定記念フォーラム」が、開催され、その場で、二村山の都市計画道路は決定事項のように説明があったが、緑地を保全することは可能なのか。二村山の緑地を残すために、計画の変更又は凍結を図るくらいのことをここで提案できないか。

環境基本計画と都市マスタープランとでは、どちらが上位法にあたるのか。

事務局 都市計画決定した道路で、平手豊明線と大根若王子線が二村山で交差することになります。これは、路線決定した段階であり、具体的に工事着手を意味するものではありません。施工段階になれば、当然どのような工法を取ればよいのか検討することになると思います。豊明市には総合計画がありその下に、分野ごとに実行計画があるため、整合性を持たせることになります。

議長 行政の計画決定というのは大変重いものであり、簡単に変更できるとは考えられない。緑地保全の実績をあげ、市民の問題意識・参加意識を高めることによって、計画の今後の推移に影響を与えられるようにすることが大切である。そのために、行政より情報開示を図ることにより、市民の支持を得られるようにしていただきたい。

委員 自然の保全ということで、緑を守る・維持するという守りの施策に終始しているが、「緑を積極的に増やす」という表現にするべきである。

事務局 二村山を保全するために、市はこれまでに土地購入に約20億円を支出してきました。全ての土地を購入することは、財政状況の厳しい中で困難であります。購入にあたっては、県道沿いや開発の恐れのある場所を優先してきました。さらに緑地を確保するということは財政的にできないため、市民緑地制度を設け里山の保全を進めています。これは、固定資産税を免除する代わりに維持管理を市が引受けるので協力いただくというものです。現在、南館・仙人塚地区にあります。

平成19年度上松町との交流事業で、市民から参加者を募り、バスで出かけて植栽事業を行うという取組みも計画されています。

従来、生垣の補助金制度とか結婚記念植樹などの補助金制度があり、緑を増やそうという取組みがありましたが、これも財政上の理由で現在は廃止されました。

議長 私有財産に関する部分で、行政が「緑を増やす」と明言することは困難であり、「保全」に向けて努力する、ということが限界でしょう。

委員 東郷町では、愛知池の周辺に緑を増やそうという取組みを行っています。この2月23日には宮脇昭氏を招いて講演会を計画しています。周りに緑を増やすことはCO2削減に繋がり、地震災害時にも人命が救われるので広報等を利用して緑の大切さを訴えてみてはどうでしょうか。

委員 庭に木を植えることも良いのではないのでしょうか。NPOのホームページにも掲載していますので、是非ご覧いただきたいです。

議長 ここに「市民参加の一文を入れる」方向にはいかがでしょうか。

事務局 この「A自然の保全」は土地・自然・生態系の保全を目指すことを施策の目的としており、全体の取りまとめのような分野のため、市民のみなさんの協力は不可欠であります。市が主体となって取り組んで行く分野のため、個々の分野では市民参加協力を入れてあります。

議長 「B風景の保全」に移ります。ここでは、 の「ため池は農村の歴史的な原風景であり、文化遺産であるため、整備する時には風景も配慮します。」とあったものが、「農村の原風景であるため池を整備する時には風景にも配慮します。」と改められました。

「C自然とのふれあいの確保」は変更ありません。

「Dため池等の水辺の保全・活用」は の改修計画池がより明確化されました。さらに、 の「自然の回復に努めます。」を「自然環境への配慮に努めます。」に変更されています。

「E水質の浄化」では、 の浄化槽の転換記載部分が、より詳細に「下水道整備の拡充と単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図ります。」と記述の変更がありました。さらに、 の「ため池の浄化を図るため、何らかの市民参加・協力を得る方法を検討します。」が「ため池の水質浄化を図るための方法を検討します。」に変更になっており、「市民協力・参加」という言葉が落ちてしまっていますが。

事務局 「何らかの」という言葉は、抽象的で表現として良くないということで外しました。さらに浄化をより鮮明にするために「水質」を加えさせていただきました。

議長 できれば、「市民の参加・協力を得て、ため池の水質浄化を進めます。」ということにしたいと思います。

事務局 ご指示のとおりとします。

議長 「F産業活動の支援」「G農地の保全・農業の支援」は変更ありません。

「H水とまちづくり」の「雨水利用のための情報が提供できる体制づくりを図り、その使用促進を図ります。」を「雨水利用のための情報が提供できる体制づくりを図り、その使用促進を図ります。」に修正し、内容を明確化してあります。

「I災害に強い都市づくり」「J潤いと安らぎのあるまちづくり」「Kよりよい道路環境づくり」「L環境汚染のないまちづくり」「M快適で安全な都市づくり」「Nごみから超ごみへの転換」「O食の安全」「P地球規模で考えるこのまちの取り組み」では、変更ありません。

「Q環境教育」では、生涯学習での取り組みの「家庭、学校、地域社会と連携しながら継続して行います。」で「家庭、学校、社会」に改めました。

「R市民参加・市民行動」「S環境施策の推進」は変更ありません。

以上のとおり説明をしましたが、質問がありましたらどうぞ。

委員 「Pの地球規模で考えるこのまちの取り組み」は今回、市の取り組みが掲げてあり

ますが、基本計画では市民の計画になっているので、広げて考える必要があるのではないだろうか。

議長 環境基本計画は、行政施策の方向を規定するものであり、市民義務を定めているものではない。市民の努力目標も掲げられているが、これは行政の支援を意味し、国の基本計画もそれをうたっている。

委員 6%削減とあるが、現在日本では8.4%削減しなければといわれているので、もっと削減値を大きくしてもいいのではないか。

委員 1990年レベルを基準として、とあるので6%でよいのではないか。

事務局 国の地球温暖化防止施策が法により県・市町村に「実行計画の策定」が義務付けられ豊明市も「とよあけエコアクションプラン」にて実施しています。他の市町でISO14001シリーズにて行っている所もあります。豊明市全体に法の網をかけるなら、「地球温暖化対策地域協議会」を設立し実行計画を立てることになります。これは任意であるため、市から市民生活に法律で規制して実施することは困難です。

委員 二酸化炭素排出量の抑制を図るために、市民へPR・啓発活動を継続して実施していただきたい。

議長 以上で審議を終了いたしました。この後、本日までの審議結果をとりまとめて、市長に答申いたしますが、答申の鏡となる文書につきましてこちらでたたき台を作りましたので、これについてご意見をちょうだいしたいと思います。(答申書案を読み上げる。)

委員 後半で触れているパートナーシップの観点は重要なので、もっと前の段落で強調するべきである。

委員 行政の業務拡大・増加および財政状況に関するところは、審議会の立場としては、断定的な表現を避けるべきである。

議長 ただいまちょうだいいたしましたご意見を考慮した文書を作成することいたしますが、審議会は本日が最後でございますので、後はわたしと副会長にご一任いただくということでご了承下さい。

事務局 今年度最後になりますので、各種団体より代表して委員をしていただいている方で、4月以降人事異動等で交代のある場合は事務局まで連絡いただきますようお願いいたします。

議長 3月5日(月)会長・副会長より市長に答申させていただきます。本日の環境審議会を終了させていただきます。ご苦勞様でした。

15時30分閉会